

四万十町新型コロナウイルス感染症対策 対応方針

四万十町新型コロナウイルス感染症対策本部

令和 2 年 3 月 2 日 ver.2

令和 2 年 2 月 29 日に高知県内で新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたことを受け、四万十町における新型コロナウイルス感染症への当面の対応方針を以下のとおりとする。

○警戒期間

令和 2 年 3 月末までを当面の警戒期間とする。但し、国の見解では直近 1～2 週間で“極めて重要”とのことであるので、3/13 に再度状況を精査し、検討を行うものとする。

○住民への啓発（企画課）

国の基本方針に基づく住民向けの啓発は、町ホームページ、音声告知設備、CATV 文字放送、L 字放送等により行うものとする。

＜啓発内容＞

- ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
- ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出自粛等の呼びかけ
- ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することの自粛
- ・相談センター連絡先の周知・徹底
- ・クラスターを防ぐ観点から、多くの人が長時間会話を継続するような場を避けるよう要請
- ・冷静な対応をとるよう要請

○町内事業所への啓発（各課）

町内各事業所に対して、感染症拡大防止の観点から町が事業所として行う対応を参考に、事業所対応を促す。

＜啓発方法＞

各課が主な関係事業所や関連団体に対して電話連絡、文書等により啓発を行うものとする。

○イベント主催者への要請（各課）

感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するとともに、小規模なものも含めて、今後 2 週間は延期や中止、規模縮小等の対応をとるよう要請する。

なお、イベント等を開催する場合は、「手洗いの推奨」「アルコール消毒薬の設置」「体調不良者の参加見合わせ」等の対策を実施するよう要請する。

○公共交通機関、道の駅等多数の人が集まる施設へ要請（企画課、にぎわい創出課）

公共交通機関や各道の駅等、多数の人が集まる施設について、感染対策のさらなる徹底を要請す

る。

○高齢者施設等への要請（健康福祉課、各診療所、特別養護老人ホーム、危機管理課）

民間の医療機関・高齢者施設等に対して施設内感染対策の徹底を要請する。

町が運営に携わっている診療所・特別養護老人ホームにおいては、施設内感染対策の実施とともに、万一の感染発生に備えBCPの確認を行う。

町内の医療機関、高齢者施設に対し、マスク等の感染対策物資が枯渇した場合は、町の備蓄物資を提供するものとする。

○学校、保育所等の感染対策方針（教育委員会）

政府の要請を受け、町内小中学校は3/4～3/24まで臨時休業とする。

卒業式は時間短縮・参加者縮小等の措置をとって予定どおり実施予定とする。

現時点では入学式は予定通り実施する予定。

休業中については、小学1～2年及び小中学校の特別支援学級生徒のみ、家庭で見られない場合に限って学校で受入れを行う。

保育所、認定こども園、窪小放課後子供児童クラブは開園、開所する。

社会教育施設（B&G、図書館等）については、概ね休館とする予定。

○役場における感染対策

・職員の休暇取得の徹底

<本人の場合>

発熱等の風邪症状が見られる職員については、未受診の期間も含めて特別休暇を取得すること。発熱（概ね37.5℃以上）が4日以上続く場合は相談センターに連絡のうえ、医療機関を受診するものとする。

<家族の場合>

家族に発熱等の風邪症状が見られた場合は、その者の症状が改善または感染の有無が確認されるまでは特別休暇により休暇を取得すること。万一感染が判明した場合は、その日からさらに2週間特別休暇により自宅待機とする。

<小中学校、特別支援学校の休校に伴う措置>

今回の学校休業の措置に伴い、子の世話をを行う職員が、その世話をを行うために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、学校休業期間に限り特別休暇を取得するものとする。

・出張の中止または見合わせ

警戒期間中の県外出張についてはすべて中止するものとする。

県内出張も延期できるものは延期し、電話やメール等で代用できるものは代用するなど、出来る限り見合わせる。

町外の者が参加する会議等についても同様の措置をとること。

・イベント、研修会等の中止

警戒期間中に実施予定のイベント、研修会は原則として延期または中止とする。

特に不特定多数の者の参加が見込まれるイベント・研修会、県外の者も参加する会議については原則延期または中止するものとし、10名以上が参加する研修会・会議をやむを得ず開催する場合は、定期的な換気や手洗い・消毒の実施、マスクの着用など適切な感染対策を徹底するものとする。

また、イベント・研修会、会議等を開催する場合は、万一の感染発生に備え、参加者の住所、氏名、連絡先を必ず記録するものとする。

・飲食を伴う会合の中止

警戒期間中については、感染拡大防止の観点から原則として各種イベント、研修会を延期または中止としたことに鑑み、飲食を伴う会合についても、その参加人数等に関係なく、原則として実施しないものとする。

・プライベートにおける職員への要請

公務における上記の対応を念頭に、プライベートにおいてもこれに準じる行動をとるよう、職員各位に要請するものとする。